

令和6年第1回板野町議会定例会会議録（第2日）

日 時 令和6年3月12日（火） 午前10時00分 開会

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 板野町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 板野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 板野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 板野町上水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 令和5年度 板野町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第9号 令和5年度 板野町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 令和5年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 令和5年度 板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第12号 令和5年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第13号 令和6年度 板野町一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで、議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	2番	藤 田 千 穂 君
3番	大 西 裕 也 君	4番	楠 本 千 草 君
5番	太 田 良 和 君	6番	三 原 大 輔 君
7番	根ヶ山 昇 君	8番	奥 尾 周 二 君
9番	東 條 昭 二 君	10番	松 浦 昶 君
11番	石 田 実 君	12番	水 口 昭 彦 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町長	玉井孝治君	副町長	東根弘幸君
教育長	谷川健二君	総務課長	高橋三恵君
税務課長	三木正文君	福祉保健課長	楠本剛君
建設課長	毛登山悦雄君	水道課長	松浦賢治君
環境生活課長	末岡稔久君	会計管理者兼出納室長	山本敏彦君
人権コミュニティ課長	岡田加代子君	下水道課長	晃昇政治君
子ども家庭総合支援センター長	吉本洋時君	住民課長	山田裕子君
教育委員会次長	井内幸美君	産業課長	浅井直美君

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松長徹君 議会事務局係長 村上愛実君

午前10時00分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議を開くに当たり、傍聴人に申し上げます。板野町議会傍聴規則第8条の規定にあります、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことなどのほか、静寂を旨とする事項を遵守していただきますよう、よろしくをお願いします。

ただいま、出席議員は12名です。定足数に達しておりますので3月4日に引き続き、再開します。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

4番楠本千草議員・2番藤田千穂議員・6番三原大輔議員・11番石田実議員、以上の4名です。通告の順番に質問を許します。4番楠本千草議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） おはようございます。議長より、お許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。質問に入る前に、能登半島地震で犠牲になられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の皆様の安全と一日も早い復興を祈念申し上げます。

また、私ごとではございますが、昨年の議員選挙で初当選をさせていただき、今回は、初めての一般質問となります。どうかよろしくお願いたします。

それでは、「女性消防団の発足について」質問をさせていただきます。新年度新規事業に女性消防団活動事業が全員協議会で説明がありましたが、女性消防団が発足をされましたら、今後、板野町においては、どのような活動を進めていくのか。女性消防団の活動の方向性をどのように考えているのか、という質問です。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。ただいま4番楠本千草議員さんの御質問の「女性消防団の発足について」の1点目でございます。その質問に対して、答弁をさせていただくわけでございますけれども、先ほど御案内ございましたように、初めての質問ということで、私自身も期待もさせていただいているところでもございます。どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、答弁をさせていただきます。3月4日の開会日、私の施政方針でも申し上げましたように、地域の防災力や安心安全のまちづくりに対し、女性の視点が注目を浴びており、能登半島地震発生後の避難所運営においても、災害時における女性の役割が注目をされているのは、御承知のとおりでございます。徳島県内では、24市町村のうち18市町村で女性消防団員が存在している状況の中で、現在のところ、板野郡5町では、未設置となっている状況でございます。

本町におきましては、全員協議会で、お話も申し上げたとおり、令和6年度の今後の大規模災害の発生を見据え、第5分団となる新しい消防団を設置させていただきまして、女性消防団を発足し、女性ならではの視点で安心安全に向けた防災広報活動はもちろんのこと、町内の備蓄倉庫に備えてある備蓄品の点検など、お願するなど、幅広く御活躍がいただけるものと期待を寄せているところでもございます。

また、女性消防団の発足に加えまして、南海トラフ巨大地震、中央構造線活断層帯直下型地震の発生を見据え、「板野町版DWA T」の設立を考えているところでございます。この「板野町版DWA T」とは、災害時における長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など、二次被害防止のため、一般避難所・在宅で災害時要配慮者・高齢者や障がい者・子どもなどに対する福祉支援を行うためのチームでございます。そういった新しい発足ということで、女性消防団が設立されたということで、そういったことを計画もさせていただいております。その具体的な内容につきましては、能登半島地震を教訓に、災害時における新たに設立する女性消防団の団員と既存の消防団、これは1から4分団あるわけでございますけれども、女性と男性の消防団員また役場職員、そして、保健師・社会福祉士・保育士での、また看護師、そういったチーム編成をさせていただこうと考えているところでもございます。

特に、私ども防災計画の中では、震度5以上では、自動的に災害対策本部を設置するというところで、防災計画にうたわれておるわけでございます。そういったところに、いわゆる職員全てが対応していくということを、そういったことを計画をさせていただいております。そ

のチーム活動に対しまして、女性消防団員を含めた消防団の皆様にも、後方支援を是非とも、お願いしたいと考えているところでもございますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。やはり南海トラフ巨大地震、そして更には、中央構造線活断層帯地震、本当にそこへ来ているんじゃないだろうか、そういった危惧もあるわけでございます。

私どもとしましては、そういった対応を是非とも、やっていきたいということを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で、4番楠本千草議員さんの、この質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 楠本千草議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） はい。御答弁いただき、ありがとうございます。今のお話で、既存の消防団と町職員の皆さんの後方支援、また、連携を取りながら、女性の視点を生かした安心で安全なまちづくりの取組をしていくこと、また、介護福祉士や社会福祉士・保育士らで構成される災害派遣チーム・福祉チームのDWA Tの板野町版を検討されているとのこと、大変心強い限りです。お願いいたします。この春から発足をいたします女性消防団、女性ならではの視点を生かして、町民の皆さんの命に寄り添う活動づくりに、どうか取り組んでいただけますよう、お願いいたします。

次に2点目ですが、能登半島地震では、女性防災士がリーダーシップを執って、ナイロン袋と新聞紙で簡易トイレを作るなど、ジェンダー平等の運営で誰もが安心できる避難所づくりをした事例がございます。女性に限らず、南海トラフなど災害が懸念される中、防災に興味のある町民の方が多いと思います。災害に対応できる知識を得る方法として、防災士の資格を取得するに当たり、どのような準備や手順・方法があるのか御教示ください。よろしくお願いたします。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 4番楠本千草議員さんの「女性消防団の発足について」ということで2点目「防災士の資格を取得するに当たり、どのような方法があるのか。」との質問に答弁をさせていただきます。

まず、初めに「防災士」は、自主防災活動を始めとする地域防災力の向上に向けて、また、地域のリーダーとして、防災に関する実践的な知識や技能を習得し、「特定非営利活動法人 日本防災士機構」から認証を受けた方になるわけでございます。

防災士資格を取得する一般的な方法は、ステップ①といたしまして、県と徳島大学が連携して実施している「地域防災推進員養成研修」を受講し、ステップ②といたしまして、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」に合格をし、また、第③といたしましては、消防署などで「救急救命講習」を受ける必要があるということをお聞きしております。この養成研修につきましては、約4か月間、毎週1回90分を受講する長期講座と、4日間、終日受講する短期講座があるわけでございます。いずれも受講するに当たりましては、町へ申込みをいただき、町から県

に対し推薦をする必要がございます。長期講座については、毎年2月中旬、短期講座につきましては、毎年5月中旬に町のホームページや北島町にあります「防災人材育成センター」のホームページで募集案内をしておりますので、お気軽にお問い合わせいただきたいと思います。

また、この件については当然、総務課の方で情報提供をできるんでなかろうかと思っているところでもございます。また、受講に当たっては、受講料は無料でございますが、教本代4,000円が別途必要で、防災士取得試験にも受験料といたしまして3,000円が必要となるわけでございます。そういった防災士につきましては、役場の女性職員につきましても4名が取得をしており、令和6年度については、保育士も含めた3名の女性職員が受講する予定でございます。

そして、町全体、本町の防災士につきましては、合計で102名でございます、男性は79名で、そのうち役場職員は23名、女性は23名で、先ほど言いました役場職員は4名となっている状況となっております。

なお、消防団の入団に当たり、防災士の資格を必須とするものではありませんが、町といたしましては、ホームページやSNSを通じて受講に向けた情報発信を行ってまいりますので、地域防災力の向上に向けて積極的に取得していただきますよう、お願いを申し上げます。

以上で、4番楠本千草議員さんの、この質問に対する答弁とさせていただきます。

御理解を賜りたいと思います。

○議長（水口昭彦君） 4番楠本千草議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） 御答弁ありがとうございます。防災士が地域のリーダーとしての機能を果たすことがよくわかりました。また、町の職員の皆さんも防災士の資格をお持ちということで、本当にうれしい限りです。ありがとうございます。また、費用なども教えていただきまして、これから防災士になりたいという方が随分増えるんじゃないかと思えます。どうか、この防災士を増やすためにも、町として、これからも今後、一層の取組をしていただきたいと思います切に願っております。どうぞよろしく願いいたします。

災害有事における防災士の働きは、町民にとって心強い存在となります。どうか町としても、防災士を育成していただけるような育成づくりにも御検討いただけますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 4番楠本千草議員さんの再問に答弁をさせていただきます。先ほど、防災士に当たっては、受講に当たっては、受講料は無料、そして、教本代が4,000円、また、受験料として3,000円が必要ということをお話申し上げたわけでございますけれども、特に女性消防団員ということで、あるいは、消防団は4個分団でございます。1から4分団までということで、その中で毎年、消防団活動の訓練手当というのを私どもの方から交付をさせていただ

ておるわけでございます。その中で、いわゆる防災士ということで、先ほどの、いわゆる、そういったテストのお金とか、いろいろな教本代が可能なんじゃないかなということも思うわけでございます。ただ、消防団員に加入されておる方、というふうなことになるわけでございますけれども、これから、そういった一般の人ということがいわれるわけでございますけれども、そういったときには、これから検討をさせていただいたらと思っておりますので、消防団員の方については、そういった訓練手当の訓練の中で対応できるんじゃないかと思えます。

以上で、4番楠本千草議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 楠本千草議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） 答弁ありがとうございます。毎年、訓練手当が出て、その中から消防団の方は、費用を賄えるということがわかりました。ありがとうございます。

また、一般の町民の方が受講されるにしましては、また、町の皆さんも親切にいろいろと御指導をしていただいて、育成をしてもらえたら、うれしいなと思っておりますので、その辺も御検討を引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

今回、初めて一般質問をさせていただきましたが、これからも町民の皆さんの代弁者として発言をさせていただきたいと思えます。町長さん始め、理事者の皆さん、今後とも、どうかよろしく願いいたします。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、4番楠本千草議員の一般質問は終わりました。

ここで、小休します。

午前10時16分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前10時17分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。2番藤田千穂議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） おはようございます。議長より、お許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。質問に入る前に、能登半島地震で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を祈念申し上げます。また、楠本議員と同様、私ごとではございますが、昨年の議員選挙で初当選をさせていただき、今回、初めての一般質問となります。どうかよろしく願いいたします。

それでは、私から「自治体DX化について」質問させていただきます。昨今、情報通信技術、いわゆるICTが進み、例えば、板野町の小学校では、スマートフォンを介した出欠連絡や、感染症対策時には、タブレットでのオンライン授業などが可能となっております。これら情報通信技術を

取り入れていく取組、いわゆる自治体のDX化が更に進むことで、板野町の防災、地域福祉、農・商・工業の振興、地域公共交通の実現、子育て支援など、多方面において、これからもっと便利になったり、より安全になったり、業務効率が上がったり、長期的には、経費削減につながったりと前向きな波及効果があると考えられます。つきましては、板野町の今後の政策として、更に情報通信技術を取り入れる意向があるか、お聞きしたいと思います。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 2番藤田千穂議員さんの1点目でございます。「自治体のDX化について」の「今後、施策として情報通信技術（ICT）を取り入れる意向があるのか。」との質問に答弁をさせていただきたいと思っております。また、初当選後、初めての一般質問ということでございますので、是非とも、これからも御期待を申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、答弁をさせていただきます。最近よく、このDXという言葉を目にしますが、DXとは、「デジタル・トランスフォーメーション」の略語で、自治体としては、「デジタルの活用によりまして、人々の生活をより良い方向に変化させること。」と認識をしているところでもございます。そのために、まずは、町が行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用しての、住民の皆様の利便性を向上させるとともに、職員の業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上につなげていくために、DXを推進することが重要な課題となっているわけでございます。

自治体DXには、様々なメリットがございます。住民のメリットといたしましては、役場に来ることなく、いつでも、どこからでも各種届出や申請ができるようになることや、窓口での手続が簡単になることが挙げられるんでなかろうかと思っております。

藤田議員さんが言われたように、スマートフォンを活用した学校と保護者との連携も情報技術の活用により便利になっていとお聞きしているところでもございます。また、行政のメリットといたしましては、デジタル技術の活用により、提出情報と保存情報の確認が容易になり、人的ミスも削減できることや、紙媒体の削減にもつながります。

総務省においては、人口減少・少子高齢化が進む中、活力ある多様な社会の実現のため、住民利便性向上に加え、業務改革による人的資源に伴う職員能力の向上を図るため、自治体DXの推進が必要不可欠ということをお聞かしております。

本町におきましても、既に情報収集また人材を確保し、防災・減災のDX化により、安否確認システムや救援情報共有システムの構築について、これから早急に検討を進めていかなければならないと考えているところでもございます。

今後、情報通信技術（ICT）も含めたDXの推進をしていくためには、多額のシステム導入費や更新費用が必要となるため、国や県の情報に注視し、費用対効果を十分に見極めながら取り組んでまいりたいと考えているところでもございます。

以上で、2番藤田千穂議員さんの、この質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 2番藤田千穂議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 御答弁いただき、ありがとうございます。行政サービスの向上につながる取組として、前向きに取り組んでいただける意向をお伺いでき、数年先の未来に早くも活力ある板野町に対し、期待が膨らんでおります。自治体DX化においては、例えば、AIシステムを活用した乗り合いバスやオンライン申請など、様々なシステムの導入が必要になると推察します。

また、役場を始め、公的施設におけるデジタル機器の追加や新規導入など、大きな予算が必要になってくると考えられます。税金を有効に使っていただくために国からの補助金なども活用し、自治体DX化を更に推進いただけますよう、お願いいたします。

次に2点目ですが、DX化には、システム機器など、初期に導入を検討すべき事項が多くあると推察します。ここで判断を誤ると、大きな投資が無駄になってしまったり、数年後には、負担になってしまったりする可能性も秘めています。住民や公的な関連施設のヒアリング、内容によっては、実証実験など現場の状況、社会情勢を鑑みて適したシステムやデジタル機器の導入を御検討いただきたいと思います。

先ほど、「人材の確保」という言葉もございましたが、情報通信技術（ICT）に長けた人物の確保や登用について、お聞きしたいと思います。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 2番藤田千穂議員さんの「自治体DXについて」の2点目「ICTに長けた人物の確保や登用の予定はあるのか。」との質問に答弁をさせていただきたいと思います。

組織や業務の効率化に向けた情報通信技術を意味する「ICTに長けた人物の確保や登用の予定はあるのか。」との質問でございますが、本町では、情報処理技術応用編を取得している職員を既に採用をさせていただいております。この職員は、2年前に採用をさせていただいております。そして、これについては、1点目の質問でも答弁させていただきましたように、総務省では、DXを進める中で、デジタル人材の確保・育成の推進を掲げていることから、本町におきましても、ICT関連職員を4月には担当課へ配置し、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでもございます。

先ほど、申し上げました2年前に採用したということで、今現在、ある所にそういったICTということでの技術が必要な所へ今、配置をさせていただいております。このICTのDX化に向けた4月から、そういったことを異動もさせていただいて、これから更に、このDX化を推進させていただいたらと思っているところでもございます。

以上で、2番藤田千穂議員さんの、この質問に対する答弁とさせていただきます。

御理解を賜りたいと思います。

○議長（水口昭彦君） 2番藤田千穂議員。

[ 2 番（藤田千穂君）登壇 ]

○ 2 番（藤田千穂君） 御答弁をいただき、ありがとうございます。早速 4 月より専門技術を取得した職員さんが専任として業務を推進いただけると聞き、信頼をおける人選と配置に心強く感じました。ありがとうございます。

現在、板野町において、重点的に力を入れている防災対策や子育て支援などの政策に対し、住民として大変心強く感じております。今回の自治体 D X 化においても、同様に取り組んでいただけることと期待をしております。自治体 D X 化で、町の利便性が上がることで、老若男女問わず幅広い世代に波及効果があると思います。どうぞよろしく願いいたします。

今回、楠本議員に続き、私も初めて一般質問をさせていただきましたが、これからも町民の皆さんの代弁者として発言させていただきたいと思っております。町長さん始め、理事者の皆さん、これからも、よろしく願いいたします。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（水口昭彦君） 以上で、2 番藤田千穂議員の一般質問は終わりました。

ここで、小休します。

午前 1 0 時 2 9 分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前 1 0 時 3 0 分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。6 番三原大輔議員。

[ 6 番（三原大輔君）登壇 ]

○ 6 番（三原大輔君） まず、初めに、このたびは、能登半島沖地震で被災された皆様におかれましては、一日も早い復興をお祈り申し上げます。また、自治体職員を始め、ボランティア活動で被災地支援を行っている皆様におかれましては、くれぐれも無理をなされないよう、自らにも十分な配慮を行っていただきますよう、お願いいたします。

さて、それでは、令和 6 年 3 月定例議会、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお祈りします。一つ目、「徳島県パートナーシップ宣誓制度について」お聞きしたいと思います。このたび、令和 6 年 4 月 1 日より、徳島県は、一方又は双方が性的マイノリティである者同士が生活を共にすることを約束した関係であることを徳島県知事に対し、宣誓を行うことで、パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カードを交付する、いわゆるパートナーシップ制度を実施します。

対象者の要件は、「双方が共に成年に達していること。」「一方又は双方が徳島県内に住所を有し、又は 3 か月以内に徳島県内への転居を予定しているもの。」などとされています。宣誓の方法は、必要書類を提出し、本人確認を受け、受領証及び受領カードを受け取るだけです。そして、この受領証を受け取ることで利用できる行政サービスがあります。例として、主なものには、夫婦と同等とみなされるため、県営住宅の申込みができることや、県立病院における面会、障がい者が家族に

あった場合の同居家族が受けることができる自動車税の減免などが挙げられています。

徳島県は、今年1月から県民への広報と県内市町村への周知を行っているそうです。このたびの徳島県議会2月定例会、総務委員会でも、県議会議員の質問に対し、県は、「徳島県パートナーシップ宣誓制度導入に際し、市町村へ協力の要請を行う。」と回答されたそうです。

私は、性的マイノリティの方々に対しての、このパートナーシップ制度について、以前より多角的な視点で様々なことを考えてきました。10人いれば10人それぞれ、いろんな考え方を持っていたり、それぞれの感情があるのも事実です。性的マイノリティの、この問題に関しては、男女の関係という視点で考えてしまいがちで、そうになってしまうと、自分とは違うからと、そういう人たちは病気ではないのか、との考えになってしまったり、感情的に単純に、気持ち悪いと感じる人もいるのも事実です。けれども、世の中には、様々な価値観の人がいてもいいのではないかと、人の在り方は、その人が決めればいいのではないかと、自分とは違う価値観を認め、祝福する人たちもいます。昔からこれは、こういうものだという教育を受けてきた我々、私たちの世代、若しくはそれ以上の年代の方々にとっては、新しい価値観や取組に対して否定的になりがちではないでしょうか。

しかし、近年では、多種多様な世の中になってきており、我々も昔からあった、例えば、「男が外に働きに行って、女が家を守る。」という考え方や、「親の死に目にも会わずに会社のために働くことが社会貢献だ。」などといった考え方については、今では逆に、そういうことを言う方がおかしいと感じる世の中になってきております。これは、時代の移り変わりに、私たちの価値観も少しずつ確実に変化しているということです。

また、板野町は、人権問題を積極的に教育に取り入れ、毎年、小中学校でも人権発表会が行われ、小さいうちから人の生きる権利について、深く学ぶことができる町であり、不登校の問題に対しても、学校に行くことありきの考え方ではなく、子ども家庭総合支援センターのように柔軟なものの考え方で支援が行える先進的な取組も行っております。

また、令和6年2月25日の徳島新聞には、災害時の同性パートナー安否情報提示について、徳島県内24市町村の対応が掲載されておりましたが、我が板野町においては、パートナーシップ制度がないにもかかわらず、「同性パートナーを同居の親族とみなし、安否情報を開示する。」と回答しておりました。これを見るに、板野町は、性的マイノリティの方々に対し、一定の理解を示しているようにも見受けられます。そこで、今回は、徳島県がパートナーシップ制度を採用するに当たり、板野町として、性的マイノリティの方や同性パートナーを持つ人たちに対しての考え方を聞きたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

一つ目です。今後、性的マイノリティの方々に対してのパートナーシップ制度は、全国的に広がっていくと予想されますが、板野町は、徳島市などと同様に町独自の規則や要綱を作る方向でいくのか、それとも、今回施行される徳島県のパートナーシップ宣誓制度に賛同し、協力していく方向でいくのか、どのような方向性を考えているのか、お聞かせください。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇]

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 6番三原大輔議員さんの御質問の「徳島県パートナーシップ宣誓制度について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

初めに、新聞に掲載されておりました同性パートナー安否情報については、災害時の情報提供について回答したものであり、今回の質問については、平時についてと解釈し、答弁いたします。

本町は、独自のパートナーシップ宣誓制度の導入は考えておりませんが、徳島県から1月に照会があり、県がパートナーシップ宣誓制度を4月から導入するに伴い、宣誓書受領証をお持ちの方に対しても、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者とみなし、パートナーから振られる暴力の相談があれば、DV相談として取り扱うことを回答しております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 先ほどの答弁では、県からの問合せに「DV相談の受付をする。」という答弁でしたが、これは、徳島県がパートナーシップ宣誓制度を作るに当たり、パートナーシップ宣誓制度の内容を理解して、全面的にそれを協力していくということなんですか。その辺りのちょっと答弁がされてなかったように思いますので、もう一度お答えいただきたいと思います。

答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇]

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 6番三原大輔議員さんの「徳島県パートナーシップ宣誓制度について」の再問に答弁させていただきます。2月25日、日曜日の徳島新聞に掲載されておりました同性パートナー安否情報については、災害時の同居するパートナーについて、現時点での対応であり、平時については、先ほど答弁したとおりでございます。災害時と平時では、対応は異なってくると思いますので、御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

以上で、6番三原大輔議員さんの、再問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 有事は協力するけど、平時は協力しないというふう聞こえたように思っただけですけど、どうなんですかね。再々問できないので、次の質問に移りますね。

続いて、徳島県は、県内市町村に対して、パートナーシップ宣誓制度への協力を求めていくとのことですが、板野町は、徳島県に協力し、宣誓書受領証をお持ちの方に対して、パートナーシップ関係にある二人を事実上、婚姻関係と同様の事情にある者とし、町営住宅への入居を可能とするよう配慮するおつもりはありますか。お考えを聞かせてください。

○議長（水口昭彦君） 岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇]

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 6番三原大輔議員さんの御質問の「徳島県パートナーシップ宣誓制度について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

1番目の御質問でも答弁させていただきましたが、宣誓書受領証をお持ちの方に対して、DV相談のみ取り扱います。御質問の町営住宅への入居を可能とすることに対しては、現時点では考えておりません。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 緊急時の対応ですかね。有事の際の安否情報は提供する、DVの相談は受ける。けれども、平時としては、そういう扱いはしない。行政サービスなんですよ。パブリックがこれでいいんですか。ちょっと矛盾を感じるんですけども、行政サービスとして、例えば、こういう緊急時の場合は家族としてみなす、平時は家族とみなさない、という考え方がそれでいいのかという。本当にそれでいいと思っているのか、ちょっと答弁を聞かせていただきたいんですけど、再問です。よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの「パートナーシップ宣誓制度について」の2点目の再問として、答弁をさせていただきたいと思います。まず、平時・災害時ということでございますが、基本的に災害時、平時ですが、ちょっと1点目の再問のところで、はっきりと全面的に県の方に協力をするか、ということだったと思いますが、それにつきましては、先ほどの答弁のようにDV問題についてのみということで、回答をさせていただけたらと思います。

ただ、これから今の現在、パートナーシップ宣誓制度について、考えておりませんということで答弁をさせていただいたと思いますが、これから当然、周りの状況、近隣の状況、それから勘案しながら慎重にこれについては検討をさせていただきたいと思います。ただ、現状では、災害時のみに情報提供ということで、御理解をいただけたらと思います。

以上で、三原大輔議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 現時点ではということと、今後、近隣の状況を見ながらということで、少しずつ考えていく方向なのかなというふうには感じましたけれども、今の現状で、それで整合性を取れているのかな、というような気はします。

では、続いての質問に移ります。「災害時の避難所運営について」お聞きしたいと思います。自治体が行う災害時の主な準備には、次のような順序が挙げられますが、まず初めに、地域災害リスクを評価して、予防、緊急対策、復旧・復興対策などの総合的な防災計画を作成すること、そして、

避難所の指定・避難経路の設定・備蓄品の配置計画などを立てます。次に、災害対策本部の設置と役割分担を明確にして、関係機関との連絡体制を構築します。そして、住民への情報伝達ルートを確認します。その次には、職員への防災教育を行って、その上で、住民への防災意識啓発を図ります。そして、定期的に防災訓練を実施し、対応力を高めます。次には、防災施設設備の整備で防災拠点となる施設の耐災害性を高める必要があります。次に、避難所に必要な備蓄品や資機材を準備し、情報伝達設備や非常用電源などの設備を行うことです。

最後に、財政的な備えを持っておくことで、災害時に必要となる予備費の確保をすることと、災害に備えた基金の造成を行うことなどが挙げられています。昨今は、気象変動や南海トラフ関連の地震などで、私たち板野町民も、いつ被災するかわかりません。このたび、板野町は、災害時にライフラインの要でもある、水を確保できる設備を道の駅「いたの」に整備します。これは、とても重要な設備であり、多くの人の命をつなぐ重要事業であることは間違いないと思います。

しかし、自治体は、地域災害の中心的役割を担うため、平常時から綿密な準備が求められます。訓練を通じて課題を洗い出す、継続的に対策を強化することが重要となります。そのため、今回も防災について、私が日頃から気になっている避難所の運営について、質問していきたいと考えておりますので、答弁よろしく申し上げます。

まず、一つ目です。「要支援者の避難所運営について」お聞きします。板野町地域防災計画では、要支援者の避難支援体制の準備として、避難行動要支援者名簿の作成と福祉避難所を指定しています。福祉避難所の指定に関しては、「要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられる体制に努める。」と記載されていますが、介護度の高い高齢の方や重度障害がある方に対して、実際には、どのような設備を備えており、被災時には、どのような支援体制で受入れができるのかを、具体的に教えていただきたいと思っております。答弁よろしく申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 6番三原大輔議員さんの質問事項の二つ目、「震災時の避難所運営について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

板野町におきましては、震災時の福祉避難所は、板野町町民センターで64人、穂波園指定通所介護事業所で40人、板野町町民ふれあいプラザで37人、藍里病院新館の3階ホールで70人の受入れを計画しています。

一般の避難所では生活するのが困難な方が滞在する避難所で、必要に応じて開設する二次避難所となっておりますが、今後、配慮が必要な方の要援護者台帳を整備し、個別避難計画を策定していく中で、どのような設備や支援体制が必要か、対応が可能か、具体的に考えてまいりたいと思っております。以上で、6番三原議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 個別支援計画を立てて、具体的にどういう受入体制ができるのか考えていくというのは、すごい素晴らしいことだと思います。答弁ありがとうございます。ただね、ちょっと気になることがあるので、再質問させてもらいたいですけれども、穂波園・藍里病院・町民センター・ふれあいプラザと福祉避難所が指定されておりますが、穂波園・藍里病院では、医療的ケアができるのは、何となく自分自身も想像できるんですけれども、町民センター・ふれあいプラザで穂波園や藍里病院と同じような受入体制が整えるのか、というところに疑問を感じます。

例えば、Aさん・Bさんがいて、Aさんは、穂波園で充実的なケアが受けられる、Bさんは、ふれあいプラザに行くのでケアが受けられない、といったことにはならないのでしょうか。その辺りの公平性というのは保たれているのでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 6番三原大輔議員さんの再問に御答弁申し上げます。

令和3年5月の災害基本法の一部改正によって、要配慮者の個別避難計画が市町村の努力義務とされ、市町村の実情にもよりますが、おおむね5年を目途に策定を行う予定となっております。その際、本人の状況をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要とされておりますので、3月末に行う介護保険事業者説明会でも、御理解・御協力をお願いをする予定でございます。

大きな災害の場合は、避難支援実施者や御家族も被災する可能性があり、その安全が前提で作られる計画でございますので、必ず支援が行われることを約束できず、法的な責任や義務を負うものではありませんが、お一人お一人の状況に応じ、関係者と連携し、協議してまいりたいと思いますので、御理解・御協力くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

また、町民センターは、ちょっと間仕切りをしまして、一次避難所と二次避難所を分ける計画であります。対応は、保健師とか社会福祉士がおりますので、完全な医療的ケアができるかは、ちょっとわかりませんが、今後、それについても、どういった医療関係者とか御協力いただけるかとか、検討して進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で、三原議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 是非、今後、いろんなことを想定して考えていただいて、公平なケアが受けられるような避難所運営にさせていただきたいと思います。

続いてです。二つ目は、「ペット防災対策について」お聞きします。環境省は、東日本大震災以降、「人とペットの災害対策ガイドライン」を作成し、更新し続けています。その中で、自治体の役割として、「平常時から飼い主に対して、ペットの飼養管理方法を普及啓発すること」「地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時の協定を締結していくこと」更には、「現地動物救護本部の設

置に向けた連携の準備を行うこと」などとされていますが、板野町の取組の現状を教えていただきたいと思っております。どうぞ答弁よろしく申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「震災時の避難所運営について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

震災時の避難所運営について、板野町地域防災計画では、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進しておりますが、現時点では、ペットの健康や安全を確保するだけでなく、被災者とのトラブルを最小限にとどめるため、避難所内へのペットの持込みは考えておりません。この件につきましては、今後、板野町地域防災計画の中で検討してまいりたいと考えております。

受入体制の整備に関しましては、徳島県動物愛護管理センターが作成した「災害時のペット対策ガイドライン」に沿って、徳島県が徳島県獣医師会を始めとした徳島県動物愛護推進協議会の構成団体と連携の下、徳島県動物救援本部を設置し、被災自治体へのペットフードなど支援物資の提供や負傷動物の保護など、災害時のペット救護活動を行うこととなっており、県支援本部への支援要請を行い、板野町も連携し、相互支援する形となります。

また、令和4年3月22日には、徳島県とイオンペット株式会社が災害時に自治体が設置する避難所などにおいて、ペットフードやケージ・トイレ用品など、ペットの飼育管理に必要な物資の提供、獣医師や動物看護師の派遣など、迅速な動物救護活動を行えるよう「災害時における動物救護活動に係る支援協定」を締結しております。

普及・啓発に関しましては、役場環境生活課におきまして、環境省や徳島県獣医師会が発行している災害時の備えとして、しつけやペット用避難具の確保など、飼い主の日頃の準備についての啓発チラシなどを設置し、犬の登録時において各種予防接種を記録する愛犬健康手帳を配布しております。避難所の良好な生活環境には、平時からの準備が必要なことから、今後、板野町のホームページや広報紙の掲載等、ペットを飼っている皆様へ周知を行い、普及・啓発に力を入れていきたいと考えております。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 私も、阪神大震災で被災された方や、東日本大震災で被災された方から、直接話を聞いたんですけれども、やっぱりペットを飼っている人って最近すごく多くなって、避難所にどうしてもペットを連れて避難してくる人、板野町、ペット同伴の避難所ないって言っていましたけど、必ずペットを連れてくると思うんですよ。避難所に中に入れないとしても、周りにつないでいたり、過去の震災時は、すごく現場が混乱して避難所の衛生的な面でも非常に困ったことがあったとおっしゃっていました。是非ともね、具体的な計画を作成していただいて、避難所の衛生的な面、又はペットと一緒に逃げれん、避難できないんだったら、家でおるとかっていう人も

出てくるでしょうし、その辺りのペットを飼っている人の気持ちを考える計画も必要だと思います。

今、先ほど、答弁の中で、『すがお』で、平時からの心構えなどをわかりやすく広報していく。」って、おっしゃってくれていたんで、非常に有り難いので、やってほしいなと思うんですけども、総務省が出しているパンフレットとかを定期的に「すがお」に挟んで出してくれるということなんですかね。ちょっと、その具体的な啓発のことをもう一度、聞きたいと思いますので、質問します。

答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの再問に対して、答弁させていただきます。

大規模災害は、いつ発生するかわかりません。平時からの備えとして、徳島県動物愛護センターのホームページに掲載されております「災害時のペット対策ガイドライン」こちらのリンクであったり、そういうふうなものを町のホームページで掲載をさせていただきまして、また、さっき、おっしゃられておりましたパンフレットとかを直接、広報紙に入れて配布するように随時、普及・啓発していきたいと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。すみません、町の広報紙の中に掲載をさせていただきたいと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 答弁ありがとうございました。「すがお」に直接、載せていただけるということで、是非、定期的な、そういう文章を載せていただけたら非常に有り難いと思います。

今回ですね、パートナーシップ制度のことにに関して、性的マイノリティの方、福祉避難所の運営に関して、障がいがある方・ペットを飼っている方など、様々な人が町内に住んでいると思います。是非とも、行政サービスは、パブリックな公平で公正な形であっていただきたいと思います。この一般質問で、私自身、この課題への理解を更に深めることができましたので、今後の質問にも、つなげていきたいと思います。今日は、これで終わりたいと思います。答弁ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、6番三原大輔議員の一般質問は終わりました。

ここで10分間、休憩いたします。

午前10時58分 休憩（消毒作業）

~~~~~

午前11時08分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

[ 1 1 番（石田 実君）登壇 ]

○ 1 1 番（石田 実君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。

初めに、能登半島地震でお亡くなりになりました皆様には、お悔やみを申し上げ、また、被災された皆様には、お見舞いを申し上げます。また、職員の皆様もボランティアで災害支援を行っていることに敬意を表したいというふうに思います。

さて、今回は、地震に対する防災対策が中心になるわけですが、防災対策も多岐にわたっておりますので、何点か絞って質問をさせていただきます。先日の能登半島地震では、マグニチュード 7. 6、最大震度 7 を観測し、激しい揺れと津波も起こりました。現在でも 1 万 1, 0 0 0 人以上が避難所で生活し、また、行政が掴んでいない避難者も、また 1 万人もいるといわれております。一たび大きな地震が起こりますと、多大な被害となります。発表された過去 3 0 年間の震度 7 クラスの地震が何回起こっているか、発生状況を見てみますと、阪神・淡路大震災が 1 9 9 5 年に起こりました。その後 2 0 0 4 年に新潟中部地震、2 0 1 1 年には東日本大震災、2 0 1 6 年には熊本地震、2 0 1 8 年には北海道胆振東部地震、そして 2 0 2 4 年 1 月 1 日の能登半島地震と 6 回も大きな地震が起こっております。いずれも大きな被害も出ております。この四国においても、東海・東南海・南海地震の起こる確率につきましては 3 0 年以内に 7 0 % から 8 0 % ともいわれております。また、板野町には第 1 級の中央構造線も走っております。そういう状況の下で、町においても、地震による被害を少なくするために防災対策をしっかりと進めていると思っております。

今回の当初予算にも、防災関係の費用も組み込まれております。そこで、「防災対策について」何点か、お聞きをいたします。

まず、防災対策の 1 点目は「避難訓練について」であります。今、特に防災に対する関心も非常に高まっております。防災訓練では、避難を呼び掛けますと、それぞれ決められた避難場所に行ってもらふこととなります。それを何回となく訓練をしていきますと、地域の人々との交流も始まります。そして、自分に何かできることはないかという発想も生まれてくるのではないかと思います。

また、最近では、新しく家を建てられ、板野町に移住してくれる人も増えてきております。そういった人たちにも訓練に参加をしていただき、コミュニケーションを取することは非常に大事だと思っております。そこで、今年の避難訓練、どのように計画しているのか、初めにお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[ 総務課長（高橋三恵君）登壇 ]

○総務課長（高橋三恵君） 1 1 番石田 実議員さんの御質問の「防災対策について」の 1 点目の御質問に答弁をさせていただきます。

板野町地域防災計画では、防災訓練は、被害の軽減を図る上で重要な位置づけとしており、これまでに避難所開設から設営・炊き出し訓練・民生委員との連携など、震度 6 強を想定した避難所訓練を実施してまいりました。また、令和 3 年度には、道の駅を中心に徳島県防災訓練が行われ、併

せて防災ステーションでの避難所開設訓練を実施し、昨年には、道の駅「いたの」防災エリアを活用した防災イベントを実施し、大勢の方に参加をいただきました。

能登半島地震を受け、住民の防災への関心が高まっているなか、令和6年度の避難訓練につきましては、大規模災害時において、町民の皆様を守るための訓練として、大規模地震発生時を想定した町民参加型の避難訓練を計画しております。場所につきましては、町民センター・ふれあいプラザ・南公民館、各校区ごとに1か所を予定しており、避難訓練を実施するため、令和6年度の当初予算では「避難所開設BOX」を購入するための費用を計上し、計画的に配置を進めていく予定でございます。この避難所開設BOXを活用し、避難されてきた住民の手で、迅速かつ的確な避難所開設初動対応訓練の準備を進めております。

大規模災害への日頃の備えとして、家庭や地域における防災点検の実施が重要になってまいります。避難訓練につきましては、町が実施するものだけではなく、地域単位で、お隣同士、声を掛け合って避難ルートを確認したり、御自宅で備える避難グッズを確認するのも訓練につながるのではないかと考えているところでもございます。町といたしましても、多種多様な訓練を重ねることで、地域防災力の向上を図り、今後、起こりうる大規模災害に備えてまいりたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。それぞれ訓練、やっていくということですが、いつ頃ぐらいを大規模に予定しているのか、日程的にわかるのであれば、また教えていただきたいなというふうに思います。私は、そういう町民全体でやるのは当然、私もそれは大いに賛成やし、地域でそれぞれやるというのも、本当に大切なことだというふうに思っております。いわゆる日頃から自分の地域の指定避難所ということをしっかり知ってもらい、また、家族が近くにいるので、そっちの方の避難所に行くとか、いうふうなことを通して、日頃から避難所を決めておくというのが大切なことではないかというふうにも思っております。そうすることによって、地域の人々との交流も深まりますし、やっぱり仲間同士の意識というのも非常に高まってこようかと思っております。

ところで、先ほども、ちょっとお話ししましたが、いつ頃ぐらいを予定されているのか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 11番石田 実議員さんの再問に答弁をさせていただきます。

防災訓練がいつぐらいに実施されるのか、というところの質問であったかと思っております。防災訓練につきましては、毎年9月の初めでしょうか。防災の日をめぐりに毎年、計画をさせていただいております。ちょっと日程の方、9月のいつになるか定かではございませんが、土曜日の日を活用して、住民の方々にも大勢の方に参加をしていただけるような訓練の計画を考えてまいりたいと思っております。

ので、よろしくお願いをいたします。

以上で、11番石田 実議員さんの再問への答弁とさせていただきます。

9月7日ということで今、指示いただきましたので、それに向かって準備を進めてまいります。

○議長（水口昭彦君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。是非、有効にできるように、お願いをしたいと思えます。次に2点目であります「木造住宅の耐震化率について」お聞きをいたします。

耐震基準を定める建築基準法は「国民の生命、健康及び財産の保護を図ること」を目的とした最低限の基準とされております。1978年の宮城県沖地震で甚大な被害を受けて1981年（昭和56年）に建築基準法が改正をされ、それ以降は、新耐震基準として分けられました。さらに阪神・淡路大震災を経験して、耐震基準の強化もされているようであります。これらの基準は、先ほども言いましたが、命と財産を守ることが主眼となります。

そこで、お聞きをいたしますが、町内の木造住宅の耐震化率、どのようになっているのか、お聞きをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 11番石田 実議員さんの「防災対策について」の2点目の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

木造住宅の耐震化については、近い将来、起こるとされております南海地震等の大規模地震に備え、平成12年5月31日以前に着工されました3階建て以下の木造住宅について、耐震診断の対象となっております。御質問の板野町内の木造住宅の耐震化率の状況につきましては75.9%となっております。以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。75.9%ということであるようであります。

国土交通省が2020年に発表した2018年時点での全国の戸建住宅の耐震化率81%となっております。能登半島地震では、耐震基準を満たしていない建物が壊れ、耐震基準を満たした建物は、倒壊を免れたという話もございます。やはり命と財産の守られるよう耐震化率を全国平均まで、もって行っていただき、更に向上できるようにお願いをしたいというふうに思えます。

それでは、次に3点目に移ります。「木造住宅耐震支援事業について」であります。先ほども言いましたが、耐震化率をいかにして増やすかということになります。一つ提案したいのは、耐震診断・耐震補強計画支援事業というのがありますが、耐震診断を受けるためには、建物1戸当たり3,000円の費用が必要となってまいります。耐震補強計画支援事業は、無料ということで、町の方は、なっております。この耐震診断を無料にしてはどうかということでもあります。既に県内24市

町村のうち、松茂・北島を含む9市町が耐震診断を無料にしております。また、耐震診断・耐震計画、両方とも無料にしている市町も、松茂・北島を含む6市町もあります。

今後、こうした所が増えていくものと思いますので、是非、板野町でも木造住宅耐震診断支援事業に係る3,000円の自己負担金を無料にしてはどうかと、こういう質問でありますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 11番石田 実議員さんの「防災対策について」の3点目の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

木造住宅耐震診断支援事業につきましては、平成12年5月31日以前に着工された3階建て以下の木造住宅を耐震診断員が御自宅を訪問し、現地調査を実施した場合に、調査費用といたしまして4万円の負担のところを自己負担額3,000円の御負担で耐震診断ができることとなっております。御質問の木造住宅耐震支援事業の自己負担額3,000円につきましては、本町におきましても、令和6年4月申請分より、自己負担額を無料化とすることで考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。令和6年度ということで、よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、次に4点目に移ります。4点目は、町内に居住する外国人の災害時における避難をどうするかという問題です。外国人実習生など、町内で各産業に分かれて働いております。我々は、地域でコミュニケーションを取りながら、また、避難訓練などを通して防災に取り組んでおりますが、外国人の研修生などは、言葉がわからないために、防災訓練などには参加されていないというふうにも思います。

町は、令和2年に地域防災計画の概要版を発行しております。その中でも、要配慮者に高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人など、災害時に支援が必要な方々というふうにも記載をされております。外国人への要配慮者としておりますが、例えば、言葉がわからないため、災害時のアナウンスがわからないとか、避難所もわからないでは、被害に遭遇したときの場合、どうするのか不安になるというふうにも思います。

そこで、お聞きするわけではありますが、外国人研修生などへの避難方法、具体的な援助が必要ではないかというふうにも思うんですが、どうでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 11番石田 実議員さんの「防災対策について」の4点目の御質問に

対し、答弁をさせていただきます。

板野町の地域防災計画では、災害時における要配慮者の中に、外国人の方も含まれております。さらに、外国人などに対する具体的な防災対策といたしまして、「町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人などが、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災意識の普及・啓発、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。」とされています。

加えて、町のホームページの防災関連情報では、外国語対応防災関連アプリのリンクが設定してあります。このアプリは14か国語に対応し、スマートフォンの位置情報から緊急地震速報・津波警報・気象特別警報・熱中症情報・弾道ミサイル発射等の国民保護情報・避難勧告等がプッシュ通知され、周囲の状況に照らした避難行動を示したチャートや情報収集のリンク集などの情報を提供しています。また、拠点避難所の施設標識には、簡単な図で示したピクトグラムや英語を併記し、誰が見てもわかりやすい案内板となるよう工夫をしております。

さらに、道の駅「いたの」では3月1日からデジタルサイネージを利用して、道の駅の情報や道路情報の発信を行っておりますが、緊急災害時には、英語・中国語またベトナム語など、外国人にも情報発信ができるよう早急に検討を進めているところでもございます。今後も、各避難所に翻訳機の設置を検討するなど、よりの確な情報伝達の環境整備に努めてまいります。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。防災教育というのは当然、早くすべきだろうというふうにも思います。なかなか細かいところまでわかりませんが、やっぱり避難所に避難できたとしても、文化の違いから先ほども、お話あったんですけど、言葉の問題や食事の問題も、いろいろ出てこようかと思しますので、今後、いろいろ配慮しながら安全安心な体制づくり、お願いをしたいというふうに思います。

それでは、最後に「地域猫の避妊手術について」でございます。この1点目が「地域猫の避妊手術に補助金を出してはどうか。」と、こういう質問でございます。猫は、最近ブームに乗って、テレビでもよく見かけます。確かに猫は愛らしい感じを受けますが、しかし、飼い主さんなどが避妊手術などの手だてをとっていなければ、一気に増殖してきます。そうなりますと、猫も餌や居場所を求めて地域に出ていきます。そこで、住民の生活環境が悪くなって苦情も増えてまいります。そういった地域猫を捕獲ができれば、避妊手術をして地域に返すこともできますし、飼い主も見つかるかもわかりません。私の知っている人も、地域猫を避妊手術をした後に里親になっております。人間と猫との共生をしようと思ったら、やはり避妊手術はかせません、と私は思っております。

そこで、町の犬及び猫の避妊去勢手術事業に関する要項を見ますと、犬・猫ということですが、猫に絞って質問をするわけではありますが、この第2条で「飼い主及び飼い主の住所等が確認で

きるもの。」となっております。この確認ができれば、避妊手術に1頭5,000円ですが、補助がされるというものであります。そこで、いわゆる地域猫にも補助金を出してはどうかと、こういう質問でございますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 11番石田 実議員さんの「地域猫の避妊手術について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

板野町では、動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的とした「板野町犬及び猫の避妊去勢手術推進事業」を実施しております。この事業は、業務委託契約を結んでおります、徳島県獣医師会に属する獣医師によって行われた避妊去勢手術で、飼い猫だけでなく、地域猫・保護した猫・飼い主がいない猫などについても活用できる事業となっております、1頭当たり5,000円を板野町が負担しております。

現在は、毎年10月中に徳島県獣医師会へ申請の後、30頭までの抽選を行い、指定期間である11月中旬から翌年1月末までに行った手術に助成することとなっております。避妊去勢手術後は、周辺地域住民の御迷惑にならないよう、責任を持って飼育及び管理していただけるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後、この事業を活用しやすいよう、申請期間や手術の指定期間などにつきまして、徳島県獣医師会や徳島県との協議を検討していきたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。期間の方も、今後、県との要請しながら、いつでも申請ができる状態を作りたいというふうなことです。できるだけ早くそういったことができますように、よろしく願いをして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、11番石田 実議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） これで、一般質問通告者の質問は終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、本日の日程12日、一般質問を日程12日、一般質問・議案審議に、更に日程13日、一般質問・議案審議を日程13日、議案審議に変更したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、会期日程を変更し、本日の日程12日、一般質問を日程12日、

一般質問・議案審議に、日程13日、一般質問・議案審議を日程13日、議案審議に変更することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） ここで、日程変更に伴います、議事日程表を配付しますので、少々お待ちください。

（松長・村上、議事日程表を配付する）

~~~~~

○議長（水口昭彦君） ただいまから議案審議を行います。

日程第2、議案第1号、「板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

正規職員の給料表が改正されたことに伴い、職員間の均衡を図るため、会計年度任用職員についても給料表の改正を行い、併せて地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能となるよう改正をお願いするものです。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第3、議案第2号、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第2号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

企業職に従事する会計年度任用職員につきましては、本条例に定めがあり、議案第1号による勤労手当の支給についてを追加するための一部改正をお願いするものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号の採決をします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第4、議案第3号、「板野町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第3号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

引き続き、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、板野町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

板野町の職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

議案第1号に関連して、育児休業を取得している会計年度任用職員におきまして、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間がある職員にも勤労手当の支給対象となるよう改正をお願いするものでございます。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第5、議案第4号、「板野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。三木税務課長。

[税務課長(三木正文君)登壇]

○税務課長(三木正文君) 議案第4号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

引き続き、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例改正は、資産割課税の税率につきまして、令和2年度より令和5年度に掛けて段階的に縮小し、令和6年度から資産割課税が廃止されることに伴い、一部改正をお願いするものでございます。以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第4号の採決をします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第6、議案第5号、「板野町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長(楠本剛君)登壇]

○福祉保健課長(楠本剛君) 議案第5号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号、板野町介護保険条例の一部改正について。

板野町介護保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

平成12年度からスタートしました介護保険制度ですが、3年ごとに保険料改正や制度改正につ

いて事業計画を策定し、令和6年度からは、第9期介護保険事業計画がスタートいたします。

現在、介護職員の処遇改善ということで5月まで月額6,000円が補助金で上乘せ支給されているようですが、6月からは、介護報酬の改定という形で継続することとなり、その分、給付費が増加することとなります。

板野町では、年齢構成等の給付費の増加は考慮せず、この制度改正に係る給付費の増加のみ勘案し、誠に申し訳ございませんが、基準となる第5段階の保険料月額について5,900円から6,100円に200円の増額をお願いしたいと考えております。また、その他に所得金額320万円以上の方が基準額の1.7倍の最高額で第9段階として設定されておりましたが、その第9段階の方の保険料について、更にその中でも420万円以上の方、520万円以上の方と細分化し、最高720万円以上の方で第13段階、基準額の2.4倍となる保険料設定を国の指針に基づき導入し、反対に非課税世帯に当たる第1段階から第3段階の方については、少しですが、割引率が多くなるよう変更を行うものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号の採決をします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第7、議案第6号、「板野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

[水道課長（松浦賢治君）登壇]

○水道課長（松浦賢治君） 議案第6号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第6号、板野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

板野町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

地方自治法の一部を改正する法律により、公金事務取扱制度に関する規定の整備が行われ、令和6年4月1日から施行されます。この地方自治法、一部改正は、水道事業に関する改正ではありませんが、改正後の地方自治法で条項の繰り下がりが生じます。

本条例、第6条では、地方自治法の条文を引用しており、改正後の地方自治法との間で条ズレが生じるため、整合を図るための一部改正を行うものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第8、議案第7号、「板野町上水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

[水道課長（松浦賢治君）登壇]

○水道課長（松浦賢治君） 議案第7号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第7号、板野町上水道事業給水条例の一部改正について。

板野町上水道事業給水条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年3月4日提出でございます。以下、本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例の一部改正理由につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的とし、水道法に規定する権限を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管するため、関係法律の整備が行われ、令和6年4月1日から施行されます。

この改正法は、水道整備管理行政のうち、基盤強化・需要認可等に関する事務を社会資本整備や災害対応に関し、専門性を有する国土交通省に移管、また、水質・衛生等に関する事務を環境・水質に専門性を有する環境省に移管するもので、水道法に規定する所管省が厚生労働省から国土交通省及び環境省に改正となるものです。

本条例では、第5条において、給水装置の新設等の承認事項に関し、厚生労働省令に規定しており、移管先である国土交通省令に改正を行うものです。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第7号の採決をします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) ここで、休憩とします。再開は、午後1時とします。

午前11時52分 休憩(消毒作業)

~~~~~

午後 1時00分 再開

○議長(水口昭彦君) 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第9、議案第8号、「令和5年度板野町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長(高橋三恵君)登壇]

○総務課長(高橋三恵君) 議案第8号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。

議案第8号、令和5年度板野町一般会計補正予算(第10号)。

令和5年度板野町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,618万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,514万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月4日提出でございます。8ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加分として2款総務費、1項総務管理費、会計事務費として、1階に設置しておりますセルフレジで、新紙幣対応改修作業59万4,000円ほか七つの事業について、合計1億8,038万1,000円をお願いしております。

12ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税及び2項の固定資産税、3項軽自動車税において、増額が見込まれるため1款合計8,220万円の増額補正をお願いしております。

次の13ページ、3款利子割交付金から18ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付金見込額通知書に基づき、増減の補正をお願いしております。

19ページをお願いします。

10款地方交付税は、一般財源分として1億1,177万3,000円の増額補正をお願いしております。21ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料では、あせび温泉の施設修繕等に伴う休館により1,301万2,000円の減額をお願いしております。

22ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、コロナワクチン接種事業費負担金として700万円の減額、14款同じく、2項の国庫補助金、5目土木費国庫補助金で、木造住宅耐震診断や耐震改修申請件数の確定により、防災・安全交付金793万1,000円の減額をそれぞれお願いしております。25ページをお願いします。

17款寄附金、1項同じく、2目指定寄附金で、ふるさと納税寄附金の増額により1,052万9,000円の増額をお願いしております。

26ページをお願いします。

18款繰入金、1項特別会計繰入金では、過年度債権収入増により住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金131万7,000円の増額をお願いしております。

28ページをお願いします。

続いて、歳出の説明をさせていただきますが、各款での人件費に関する補正につきましては、職員手当・共済費の減額等によるものでございます。また、その他事業に関する減額につきましても、事業が完結したものやコロナ感染症の影響により中止となったものでございます。

下の29ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費では1目一般管理費、18節の負担金補助及び交付金で、県地方バス路線維持負担金として90万7,000円の増額をお願いしております。

31ページをお願いします。2款同じく、3項戸籍住民基本台帳費、1目同じ、12節委託料では、戸籍に仮名を付記するためのシステム改修が5年度で実施が難しいことから443万3,000円を減額し、改めて、令和6年度で計上をお願いしております。

38ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、19節扶助費では、自立支援医療給付費の増額見込みにより779万2,000円をお願いしております。

下の39ページをお願いします。3款同じく、2項老人福祉費、2目老人福祉施設費では、老人ホームの入所者の減により19節扶助費510万円の減額、3目老人憩の家管理費、12節委託料は、入札による請差により45万5,000円の減額をお願いしております。

41ページをお願いします。3款同じく、3項児童福祉費、4目保育園費、17節の備品購入費

では、保育室のエアコン購入のため61万円の増額をお願いしております。

43ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費では、コロナワクチン接種者が見込みより少なかったため、接種手技料に伴う委託料700万円の減額、また、22節の償還金利子及び割引料では、令和4年度実施分のコロナワクチン接種事業に係る国費の返還金として435万4,000円の増額補正をお願いしております。

45ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、10節需用費では、下庄農機具倉庫シャッター修繕のため46万6,000円の増額をお願いしております。

50ページをお願いします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震工事補助金で、申請者の実績により1,461万3,000円の減額をお願いしております。

下のページをお願いします。7款同じく、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、町単道路工事のため240万円の増額補正をお願いしております。

53ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費から60ページの6項保健体育費では、それぞれの事業の完了見込みによる減額をお願いしております。

前後いたしますが54ページをお願いいたします。9款同じく、2項の小学校費、2目東小学校管理費、10節需用費で、管理棟屋上防水工事で190万円の増額、4目西小学校管理費、10節需用費で、渡り廊下、壁の修繕で294万円、17節備品購入費で、職員室エアコン購入のため68万円の増額補正をお願いしております。

61ページをお願いします。

11款公債費、1項同じでは1目元金、2目の利子ともに3月から開始となります、緊防債の償還のため、増額補正をお願いしております。

63ページをお願いします。

12款諸支出金では2項基金費で、減債基金ほか二つの基金への積立金として2億4,068万7,000円の増額をお願いしております。

64ページをお願いします。

以上、歳入歳出1億4,618万5,000円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を68億1,514万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第8号の採決をします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第10、議案第9号、「令和5年度板野町特別会計国民健康保険補正予算(第3号)」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長(山田裕子君)登壇]

○住民課長(山田裕子君) 議案第9号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の71ページをお願いいたします。

議案第9号、令和5年度板野町特別会計国民健康保険補正予算(第3号)。

令和5年度板野町の特別会計国民健康保険補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,473万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出でございます。

78ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では1,966万6,000円の減額補正をお願いしております。国保自身分が労災認定されたことにより、返納された医療費について、普通交付金を減額することで調整するものでございます。

79ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、今年1月から開始された産前産後保険料免除制度におきまして、免除額について、国・県負担分と合わせまして、一般会計から繰り入れるため3,000円の増額補正をお願いしております。

80ページをお願いいたします。

12款諸収入、4項雑入、7目一般被保険者返納金として1,966万6,000円の増額補正をお願いしております。国民健康保険を使用して診療された方が労災認定されたため、国保が負担していた分について返納をされるものでございます。

81ページをお願いいたします。

次に、歳出についてでございますが1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では19万1,

000円の増額補正をお願いしております。国保連合会のシステムが新しくなったため、情報連携のシステム改修の委託料でございます。

83ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では、当初の見込みより増額となる見込みのため100万円の増額補正をお願いしております。

84ページをお願いいたします。

6款保健事業費、1項1目同じでは5,000円の増額補正をお願いしております。会計年度任用職員の費用弁償分でございます。

86ページをお願いいたします。

11款予備費、1項1目同じでは119万3,000円の減額補正をお願いしております。予備費より、一般管理費・出産育児一時金等への振替を行うものでございます。

以上、歳入歳出ともに3,000円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,473万9,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第9号の採決をします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第11、議案第10号、「令和5年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇]

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 議案第10号が議題となりましたので、御説明申し上げます。補正予算書の91ページをお願いいたします。

議案第10号、令和5年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度板野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ81万7,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ507万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出でございます。

続きまして98ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

1 款県支出金、1 項同じでございます。1 目土木費県補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業の補助金確定に伴い37万9,000円を減額し、補正後の額25万2,000円をお願いするものでございます。次のページの2 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入では、貸付金元利収入過年度分の増加により119万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして100ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

1 款貸付事業費、1 項1 目同じでは、債権回収業務委託料が不用となったため50万円を減額し、補正後の額34万1,000円をお願いするものでございます。

次のページの2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金では、貸付金収入の増加に伴う一般会計へ繰出金として131万7,000円増額し、補正後の額463万5,000円をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出とも補正前の額425万9,000円に対しまして、それぞれ81万7,000円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ507万6,000円をお願いするものでございます。以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第10号の採決をします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第12、議案第11号、「令和5年度板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第11号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

補正予算書の111ページをお願いいたします。

議案第11号、令和5年度板野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度板野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億706万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出でございます。

118ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項同じ、2目普通徴収保険料でございます。徴収保険料が当初予算額を上回る見込みであるため600万円の増額補正をお願いしております。

119ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款納付金、1項同じ、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料納付金として600万円の増額補正をお願いしております。徴収した保険料を納付金として、後期高齢者医療広域連合へ納めておりますので、保険料の増額分と同じ額で増額補正をお願いしております。

以上、歳入歳出ともに600万円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億706万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第11号の採決をします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第13、議案第12号、「令和5年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長（楠本 剛君）登壇]

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第12号が議題となりましたので、御説明申し上げます。  
補正予算書の121ページをお願いいたします。

議案第12号、令和5年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,919万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出でございます。

歳入から御説明を申し上げます。128ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金では110万4,000円の繰入れをお願いしております。

続きまして、歳出でございます。129ページをお願いいたします。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目同じでは110万4,000円の増額補正をお願いしております。藍住町・板野町・上板町で行う介護認定審査会費で、人件費の増加と件数割判定により、令和5年度決算での不足が見込まれるため、3月で補正をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出ともに110万4,000円の追加補正をお願いし、歳入歳出ともに総額を15億8,919万1,000円をお願い申し上げます。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第12号の採決をします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第14、議案第13号、「令和6年度板野町一般会計予算」を議題とします。説明を求めます。高橋総務課長。

[総務課長（高橋三恵君）登壇]

○総務課長（高橋三恵君） 議案第13号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度予算書の1ページをお願いいたします。

議案第13号、令和6年度板野町一般会計予算。

令和6年度板野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

令和6年3月4日提出でございます。

10ページをお願いします。

第2表は、継続費で4款衛生費で、クリーンセンター整備事業費を令和6年度・令和7年度の2か年継続事業でお願いをするものでございます。

下の11ページをお願いします。

第3表は、債務負担行為として、戸籍情報システム・戸籍附票システムの標準化・共通化移行事業で、期間は、令和6年度契約の締結の日から2年間で、限度額は1,005万4,000円でございます。

12ページをお願いします。

第4表、地方債として、老人憩の家耐震事業ほか5件の事業に充当するため、いずれも起債の方法は証書借入、総額1億2,820万円をお願いしております。

23ページをお願いします。歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人では、対前年度比3.8%減の4億4,285万5,000円、

同じく2目法人では、対前年度比5.6%増の1億5,760万5,000円をお願いしております。2項固定資産税、1目同じでは、対前年度比0.4%増の7億2,038万6,000円をお願いしております。

24ページをお願いします。4項町たばこ税、1目同じでは、対前年度比7.8%減の1億560万9,000円をお願いしております。次の25ページの2款の地方譲与税から31ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付見込額によるものでございます。

33ページをお願いします。

10款地方交付税、1項1目同じで、対前年度比3.0%増の17億円をお願いしております。

35ページをお願いします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金では、一部事務組合への職員派遣に係る負担金の受入れとして1,763万7,000円でございます。2目民生費負担金では、老人福祉施設費市町村負担金6,874万3,000円が主なものでございます。

36ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料で、あせび温泉使用料を年間利用者14万人として7,560万1,000円、4目土木使用料では、町営住宅422戸分6,438万2,000円が主なものでございます。

39ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者福祉費負担金で3億970万3,000円、児童手当負担金で、対象子ども数を延べ1万6,540人と見込み1億3,776万6,000円をお願いしております。

40ページをお願いします。14款同じく、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、住宅費補助金では、公営住宅整備事業のため、社会資本整備総合交付金1,540万円をお願いしております。42ページをお願いします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では1節障害者福祉費負担金1億5,485万1,000円、4節国民健康保険事業費負担金6,395万5,000円が主なものでございます。46ページをお願いします。15款同じく、3項県委託金、1目総務費委託金では、個人県民税徴収事務委託金1,854万3,000円が主なものでございます。

48ページをお願いします。

17款寄附金、1項同じく、2目指定寄附金では、ふるさと納税で、前年度より800万円増の4,900万1,000円をお願いしております。

次の49ページをお願いしまして18款繰入金、2項基金繰入金では、財政調整基金繰入金2億6,900万円ほか五つの基金への繰入れをお願いしております。

50ページをお願いします。

19款繰越金、1項1目同じでは、前年度からの繰越金として1億5,000万円をお願いして

おります。53ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、2目同じでは5節商工費雑入で、道の駅いたの地域振興施設使用料1,000万円及び電気使用料1,200万円が主なものでございます。

55ページをお願いします。

21款町債、1項同じでは、日出家老人憩の家耐震事業ほか5件に充当するため、前年度比6.4%増の計1億2,820万円をお願いしております。

56ページをお願いします。続いて、歳出について説明をさせていただきますが、以下、各款項目での人件費に関しましては、令和5年度実績によるものでございます。

1款議会費、1項1目同じでは8,210万6,000円をお願いしております。それぞれ議員さんの報酬等、議会運営に係るもので、新たに57ページの17節備品購入費で、タブレット購入のため677万7,000円をお願いしております。

61ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、郵便料金や手数料等で11節役務費1,592万3,000円をお願いしております。

65ページをお願いします。3目財産管理費、18節負担金補助及び交付金では、新たに地元で管理する集会所の管理運営費補助金として20か所分100万円をお願いしております。

67ページをお願いします。6目企画費では5,876万1,000円をお願いしており、12節の委託料で町制70周年記念事業関連で、町勢要覧作成業務300万円、映画制作委託料1,000万円、18節の負担金補助及び交付金では70周年記念事業への冠事業助成金として75万円、同じく18節で、広域火葬場整備事業者選定業務として979万円、候補地周辺の生活環境影響調査として349万円、それぞれ本町の負担分でございます。

70ページをお願いします。2款同じく、2項の徴税費、2目賦課徴収費、7節報償費で、固定資産前納報奨金として350万円、次のページの18節負担金補助及び交付金で、徳島滞納整理機構負担金として194万3,000円をそれぞれお願いしております。

79ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では8,010万円をお願いしており、18節負担金補助及び交付金で、町社会福祉協議会補助金として2,200万5,000円が主なものでございます。2目の隣保館費では、公会堂3館の管理運営費として3,519万6,000円をお願いしております。

85ページをお願いします。5目障害者福祉費、19節扶助費で、障害福祉サービス費・障害児通所給付費等として6億6,498万6,000円をお願いしております。

88ページをお願いします。2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、19節扶助費で、敬老年金2,400名分として1,200万円、また、タクシー料金助成費2,300名分として2,760万円をそれぞれお願いしております。2目老人福祉施設費では、入所者を30名と見込みまして、

老人ホームの管理運営費として7,807万5,000円をお願いしております。

91ページをお願いします。2項同じく、3目老人憩の家管理費では、老人憩の家管理費として1,026万5,000円をお願いし、12節の委託料では、新田老人憩の家の耐震診断調査委託料として208万円、日出家憩の家設計委託料として268万円をお願いしております。4目老人保護措置費では19節の扶助費で、老人ホームへの本町入所者に係ります措置費2,591万5,000円をお願いしております。

94ページをお願いします。3款同じく、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金で、板野町出産祝金では一人10万円の給付で90人分として900万円、出産・子育て応援給付金では、妊娠届出及び出生届出それぞれ90人と想定をいたしまして、合わせて10万円給付の90人分として900万円をお願いしております。

下の95ページをお願いします。3目子ども医療福祉費、19節扶助費のはぐくみ医療助成費では、対象者を1,740名と見込み8,000万円をお願いしております。4目の保育園費では、保育園の運営に関する費用3億2,970万1,000円をお願いしております。

99ページをお願いします。5目児童館費4,898万7,000円では12節委託料で3児童館の社会福祉協議会への指定管理委託料4,803万7,000円が主なものでございます。6目子ども家庭総合支援センター費では、センターの運営に関する費用3,295万9,000円をお願いしております。105ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料では、各種予防接種に要する費用等5,177万6,000円をお願いしております。

107ページをお願いします。3目母子衛生費、19節扶助費で、新たな事業として不妊治療助成費20件分200万円をお願いしております。

109ページをお願いします。1項同じく、5目環境衛生費、12節の委託料では、缶・ビン収集運搬委託料や資源ごみ収集運搬等委託料が主なものでございます。

112ページをお願いします。2目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合負担金として2億5,066万8,000円をお願いしております。

下の113ページをお願いします。3目し尿処理費9,328万1,000円では、クリーンセンターの管理運営費をお願いしており、14節工事請負費、破碎機等の維持補修工事費1,106万6,000円が主なものでございます。

115ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員会の運営に要する費用でございます。122ページをお願いします。

6款商工費、1項同じく、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金で、町商工会の補助金300万円が主なものでございます。

125ページをお願いします。2項観光費、2目観光温泉施設費7,774万1,000円は、

あせび温泉やすらぎの郷の管理運営費で10節需用費4,038万7,000円が主なものでございます。127ページをお願いします。3目道の駅管理費では、防災区域を含めた道の駅管理に要する費用で10節需用費、電気使用料が主なものでございます。

131ページをお願いします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震改修工事補助金2,042万円が主なものでございます。

134ページをお願いします。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費4,000万円、4目社会資本総合整備費では12節委託料で、橋梁定期点検のための委託料1,350万円が主なものでございます。

136ページをお願いします。7款同じく、4項住宅費、1目住宅管理費で、第2団地9棟の外壁改修工事を予定しており、14節工事請負費で2,830万円をお願いしております。

138ページをお願いします。

8款消防費、1項同じく、1目広域事務消防組合負担金では、板野西部消防組合への分担金1億9,673万9,000円でございます。2目非常備消防費1,441万6,000円は4月から設置の女性消防団費用も含めまして、消防団員の活動運営費でございます。

140ページをお願いします。5目災害対策費、17節備品購入費では、大規模災害への備えとして、屋外シャワーキットのセット2台と合わせまして、避難所用テント購入のため1,526万円をお願いしております。142ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会委員の報酬が主なもので、2目の事務局費の7,539万4,000円は、事務局の管理運営費でございます。

144ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金で、令和5年の4月から実施をしております、小中学校へ入学されるお子様に1人当たり1万円を給付するもので、対象者を小学生120人・中学生を130人と見込み250万円をお願いしております。

下の145ページで、2項の小中学校費、1目小学校共通費の1,299万8,000円は、各小中学校の維持管理費でございます。

146ページをお願いします。2目東小学校管理費から153ページの7目南小学校教育振興費までにつきましては、各小中学校の管理運営費でございます。

154ページをお願いします。3項中学校費、1目学校管理費の2,950万6,000円につきましては、中学校の維持管理運営費でございます。

158ページをお願いします。4項幼稚園費、1目幼稚園共通費の1億1,277万6,000円につきましては、各幼稚園の維持管理費でございます。

160ページをお願いします。2目東幼稚園費から164ページの4目南幼稚園費までにつきましては、各幼稚園の管理運営費でございます。

166ページをお願いします。5項社会教育費、2目公民館費の2,186万3,000円は、

公民館の管理運営費でございます。

171ページをお願いします。7目歴史文化公園費の6,290万3,000円につきましては、文化の館を始めとする公園施設の管理運営費でございます。

177ページをお願いします。9款同じく、6項保健体育費、1目保健体育総務費の2,805万7,000円は、田園パーク・健康の館等の管理運営費で18節負担金補助及び交付金で、あさんウォーキングフェスタ運営負担金600万円、こちらは、通常のフェスタに加え70周年事業、冠事業としての開催を予定いたしております。2目体育施設費の8,598万6,000円につきましては、小中学校体育館・体育センター・町民プール等、町内体育館管理費を一括してお願いしております。179ページをお願いします。14節の工事請負費では、健康の館、防水等改修工事のため5,500万円でございます。

180ページをお願いします。3目学校給食費の1億5,620万6,000円は、学校給食センターの管理運営費でございます。10節需用費では、給食の賄材料代として6,268万9,000円、次の181ページの12節委託料では、株式会社「東洋食品」への調理等業務委託料として4,334万円をお願いしております。

184ページをお願いします。

11款公債費、1項同じく、1目元金の4億2,374万4,000円では、償還金元金として合計117件分でございます。2目利子の1,268万1,000円では、借入金の利子として合計138件分でございます。

185ページをお願いします。

12款諸支出金、1項特別会計費、1目特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計ほか5会計への繰出金として6億9,743万7,000円をお願いしております。

186ページをお願いします。2項基金費、1目同じでは、財政調整基金ほか10の基金への積立金として9,653万円をお願いしております。

187ページをお願いします。

13款予備費、1項1目同じでは、予備費として1,001万9,000円をお願いしております。以上、歳入歳出の予算総額を60億6,000万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（根ヶ山 昇君） はい、議長。

○議長（水口昭彦君） 7番根ヶ山 昇議員。

○7番（根ヶ山 昇君） 小休をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 小休します。

午後1時54分 小休

~~~~~

午後1時56分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） そのほか、質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第13号の採決をします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、本日は、これで散会します。

なお、明日13日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、提出議案に対する審議を行いますので、よろしくお願ひします。本日は、ありがとうございました。

午後1時58分 散会